

これだけは知っておきたい！

# 公益法人制度改革と法人会

シリーズ  
第3回

今、川崎北法人会は公益社団法人移行に向けた準備を進めています。5回にわたり公益法人制度改革についてシリーズでお伝えします。

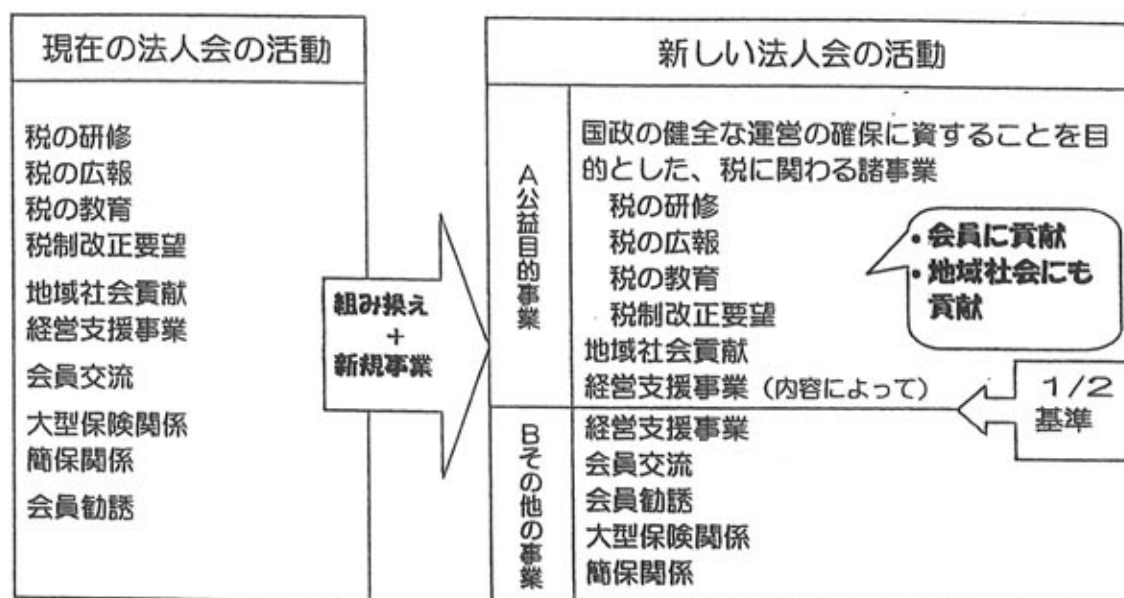
## ～「公益目的事業」とは何か～

前回のシリーズでお伝えしたとおり、公益法人となるための要件のひとつに「公益目的事業を主として行う」ことがあげられています。「公益目的事業」は法律別表第1号から第22号に掲記する種類のものでなければならないとされていますが、法人会の場合、今までと同じような事業を行っていけば問題ありません。(若干の整理は必要です)

法律 下記、法人会活動が該当すると思われる公益目的事業(第18号と第19号)

第18号 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業

第19号 地域社会の健全な発展を目的とする事業



## ～ 不特定多数の者の利益の増進に寄与する

### ものとして実施することとは何か～

公益目的事業は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとして実施することが求められています。換言すれば、その事業は会員に対してだけでなく、会員以外の一般の人(不特定多数)にも開かれていることが必要です。

しかし、公益目的事業以外の「その他の事業」(共益事業、収益事業)については会員限定でも可能です。「公益目的事業」「その他の事業」のいずれにおいても参加費に会員と非会員の差があってもかまいません。